

▶ 整備基準抜粋

レジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、そのうち1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、内法^{の内}を80センチメートル以上とすること。
- イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

▶ 目標となる基準抜粋

レジ通路を設ける場合においては、そのうち1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、内法^{の内}を90センチメートル以上とすること。
- イ 同上

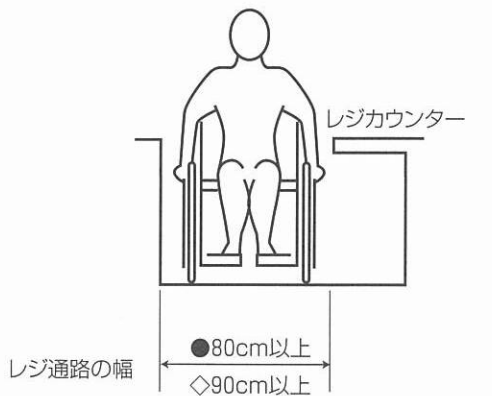
▶ 解説

ア 適用

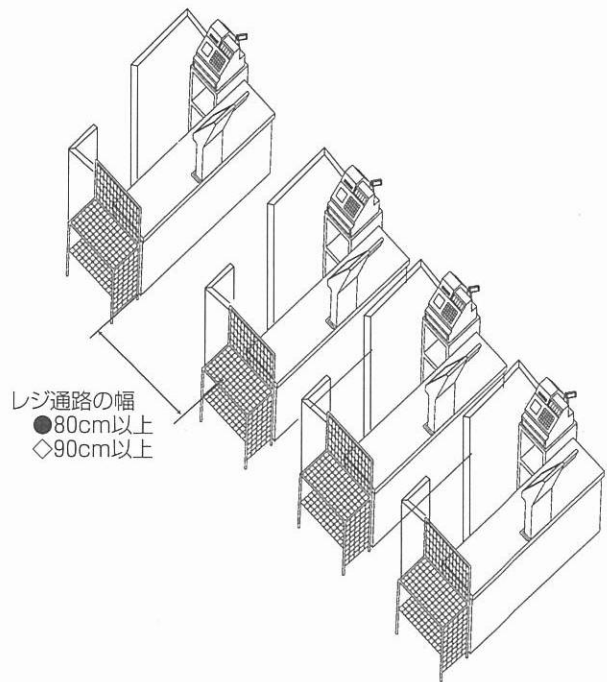
- ・ レジ通路を設ける場合には、1以上を車いすが通過できるように構造とすることを求めている。

レジ通路の整備例

レジ通路の整備例



●◇車いす使用者の通過に支障となる段を設けない



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
 ◇印：目標となる基準に定めるもの
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項